

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

令和4年3月変更（令和3年3月策定）

長野県

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

（1）長野県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

長野県では、江戸時代以前から、新田開発等に伴い、降水量が少ない地域で農業用ため池が造られてきた。また、標高が高く水が冷たい地域では、農業用水を温める目的で温水ため池が造られている。これらは、農産物の生産性を向上させるとともに、人々の生活や地域文化の基礎となり、本県が誇る自然環境や農村景観を豊かに育む役割を果たしてきた。

令和4年3月現在、県内には1,896か所の農業用ため池があり、このうち、決壊により浸水が想定される区域（以下「浸水区域」という。）に家屋や公共施設等があり、居住者又は利用者に被害を与えるおそれがある「防災重点農業用ため池」は、689か所となっている。これらには、築造後一度も改修されていないものもあり、構造的に脆弱化しているものや劣化により機能低下しているものが見られる。

近年増加する大規模な地震や豪雨から県民の生命及び財産を保護するため、防災重点農業用ため池の劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価並びに防災工事（以下「防災工事等」という。）を集中的かつ計画的に進めることとする。

【地域別ため池数】

地 域	農業用 ため池	うち防災重点 農業用ため池	地 域	農業用 ため池	うち防災重点 農業用ため池
佐 久	430	121	木 曾	17	8
上 田	252	125	松 本	283	144
諏 訪	62	16	北アルプス	27	9
上伊那	113	56	長 野	343	114
南信州	262	46	北 信	107	50
			県 計	1,896	689

（令和4年3月までに廃止したため池を除く。）

イ 所有者及び管理者の状況

防災重点農業用ため池の所有者及び管理者の状況は、別表1のとおりである。

（2）長野県における防災工事等の実施状況等

これまで、防災重点農業用ため池690か所のうち、廃止予定の33か所を除く657か所を対象として、防災工事等を実施している。

ア 劣化状況評価

平成30年度に実施した緊急点検及び市町村等が実施している維持管理適正化診断により、令和3年3月までに611か所が完了している。

イ 地震耐性評価

県及び市町村が、平成 24 年度から実施しており、令和 3 年 3 月までに 169 か所が完了している。

ウ 豪雨耐性評価

県が、平成 30 年度から実施しており、令和 3 年 3 月までに 505 か所が完了している。

エ 防災工事

劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価の結果、対策が必要となった防災重点農業用ため池については、令和 3 年 3 月までに 69 か所で防災工事に着手しており、44 か所が完了している。

(令和 4 年 3 月末時点)

項目	実施主体	対象ため池	R2 まで完了		R3 完了	うち	
			完了	うち 要対策		要対策	要対策
劣化状況評価	県・市町村	657	611	42	33	2	
地震耐性評価	県・市町村	657	169	56	8	2	
豪雨耐性評価	県	657	505	398	108	79	
防災工事	県・市町村	82	44		12		
廃止工事	県・市町村	33	0		1		

なお、国が示す 15 区分の箇所数は、別表 1 のとおりである。

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内を令和 3 年度から 7 年度（以下「前期」という。）及び令和 8 年度から 12 年度（以下「後期」という。）に区分し、前期に劣化状況評価を完了させる。

前期に劣化状況評価を実施する防災重点農業用ため池 **46 か所**
(うち令和 3 年度に実施済み 33 か所)

個々の防災重点農業用ため池の情報は、別表 2 のとおりである。

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められた防災重点農業用ため池については、劣化の進行に伴う決壊が生じないよう経過観察を行う。

経過観察は、市町村又は所有者（管理者を含む。以下「所有者等」という。）が実施する。実施に当たっては、ため池サポートセンターを活用することができる。

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

点検の頻度は、概ね 5 年に 1 回とし、市町村又は所有者等が実施する。実施に当たっては、ため池サポートセンターを活用することができる。

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震耐性評価の推進計画

優先度を踏まえ、計画的に地震耐性評価を実施し、法の有効期間内に完了させる。
 前期に優先的に実施するため池は、(2)で決定した「優先度 ①～⑧」のため池とし、「優先度 ⑨」のため池は後期に実施する。

前期に地震耐性評価を実施する防災重点農業用ため池	243 か所
(うち令和3年度に実施済み)	8 か所
後期に地震耐性評価を実施する防災重点農業用ため池	245 か所

個々の防災重点農業用ため池の情報は、別表2のとおりである。

(2) 地震耐性評価を優先的に実施すべき要件

防災重点農業用ため池の下流域への影響度に、構造的危険度(被災確率)を加味し、地震耐性評価を優先的に実施する防災重点農業用ため池を決定する。

ア 下流域への影響度

浸水区域のうち歩行不可能区域内の家屋数及び浸水区域内の公共施設等の数を、ため池からの距離(3段階)及び公共施設等の区分で重み付けし、下流域への影響度を算定する。

公共施設等は、次に掲げるものを考慮する。

- (ア) 災害対策基本法に規定する指定緊急避難場所若しくは指定避難所又は防災活動の拠点となる施設(病院、警察署、消防署等)
- (イ) 震災対策緊急輸送路(第一次、第二次)
- (ウ) 要配慮者利用施設(高齢者施設、障害者施設、児童施設、保護施設、学校等)

イ 構造的危険度(被災確率)

平成27年度に実施した一斉点検結果の属性(築造年代、地形等)及び堤体諸元(堤高、堤頂長、堤体斜面勾配、堤体主材料等)から算定された被災確率とする。

優先度	下流域への影響度		
	← 大 小 →		
(構造的危険度) 大 ↑ ↓ 小	①	④	⑦
	②	⑤	⑧
	③	⑥	⑨

(3) 豪雨耐性評価の推進計画

令和3年度までに、豪雨耐性評価を先行して完了させる。

ただし、追加となった防災重点農業用ため池については、令和4年度以降、地震耐性評価と併せて、豪雨耐性評価を実施する。

前期に豪雨耐性評価を実施する防災重点農業用ため池	137か所
(うち令和3年度に実施済み)	108か所
後期に豪雨耐性評価を実施する防災重点農業用ため池	15か所

個々の防災重点農業用ため池の情報は、別表2のとおりである。

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く）の推進計画

劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池は、所有者等の調整が完了したものから、計画的に防災工事を実施する。

防災工事は、劣化状況評価、地震耐性評価及び豪雨耐性評価が全て完了したため池から実施する。ただし、劣化状況評価の結果、緊急を要するものについては、単独での対策も検討する。

このうち、令和3年3月までに、耐震対策が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、前期に防災工事に着手する。

前期に防災工事に着手する防災重点農業用ため池	13か所
(うち令和3年度に着手済み)	2か所

個々の防災重点農業用ため池の情報は、別表2のとおりである。

(2) 廃止工事の推進計画

農業用水の貯水池として利用していない又は利用する見込みがない防災重点農業用ため池は、所有者等と調整の上、前期に廃止工事に着手する。

前期に廃止工事に着手する防災重点農業用ため池	33か所
(うち令和3年度に着手済み)	5か所

個々の防災重点農業用ため池の情報は、別表2のとおりである。

(3) 防災工事の実施に当たって配慮すべき事項

防災工事を実施する県及び市町村は、その内容が明らかとなった段階で、所有者等に情報提供を行うとともに、文化財保護、環境、上下水道等の担当部局と調整し、必要な手続を行う。

なお、事業の実施に当たっては、長野県公共事業等環境配慮推進要綱に基づき、環境との調和に配慮する。

5 防災工事の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

市町村が実施する。実施に当たっては、ため池サポートセンターを活用することができる。

イ 地震耐性評価

(ア) 「堤高 10m以上」及び「堤高 5 m以上かつ貯水量 1 万m³以上」の防災重点農業用ため池は、県が実施する。ただし、市町村の意向により、市町村が実施することも可能とする。

(イ) (ア)に該当しない防災重点農業用ため池については、市町村が実施するものとする。実施に当たっては、ため池サポートセンターによる技術的指導を受けることができる。

ウ 豪雨耐性評価

県が実施する。ただし、令和 4 年度以降に実施する豪雨耐性評価は、地震耐性評価を行う者が一体的に実施する。

エ 防災工事

(ア) 堤体を築堤し直す場合、取水施設を全面改修する場合など、堤体の開削を伴う高度な技術力を要する工事は、県が実施する。

(イ) 耐震化のための押さえ盛土、洪水吐の改修など、堤体の開削を伴わない工事は、市町村が実施するものとする。実施に当たっては、ため池サポートセンターによる技術的指導を受けることができる。

オ 廃止工事

原則、市町村が実施するものとする。ただし、大規模で高度な技術力を要する場合は、市町村と調整した上で、県が実施することも検討する。

(2) 技術指導等の内容

県は、防災工事等を的確かつ円滑に実施するため、市町村等が行う防災工事等に対する技術的な指導、助言等について、長野県土地改良事業団体連合会に委託する。

長野県土地改良事業団体連合会が設置するため池サポートセンターでは、市町村等への技術的な指導・助言、現地パトロール、劣化状況評価後の経過観察、監視・管理に必要な技術習得に資する研修会の開催等を実施する。

(3) 情報共有及び連携の方法

県、市町村、長野県土地改良事業団体連合会は、ため池サポートセンターが実施する研修会等を通じて、情報共有を図る。また、必要に応じて会議を開催するなど、随時連携して防止工事等を進めるものとする。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事の実施及び管理の強化

市町村は、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、防災工事が完了するまでの間、所有者等と調整し、漏水防止、損傷箇所の補修等の応急的な工事を実施するものとする。

また、ため池の安全性を向上させるため、低水位管理や点検回数の増加など管理の強化を図るものとする。

実施に当たっては、ため池サポートセンターによる技術的指導を受けることができる。

(2) ICT等の先端技術の導入による監視体制の強化

市町村や所有者等が、大規模地震や豪雨時に、水位等を遠方で監視できるよう、下流への影響度が大きい防災重点農業用ため池を優先して、水位計及び監視カメラを設置し、迅速な避難行動につなげるものとする。